



島根県報

令和5年12月8日（金）

号外 第 136 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（5件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	7

告 示

島根県告示第813号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市東長江町977番4地先から同町1番11地先まで	前	メートル 6.97～ 11.04	メートル 127.00	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	9.57～ 11.50	127.00	
"	432号	安来市広瀬町祖父谷643番1地先から同633番1地先まで	前	9.81～ 33.50	267.31	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	27.60～ 59.30	267.31	
県 道	清水寺線	安来市佐久保町字新田87番2地先から同75番11地先まで	前	7.28～ 15.03	80.87	道路改良工事 拡幅
			後	9.16～ 39.37	80.87	

島根県告示第814号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	下府江津線	浜田市上府町イ273番2地先から同町イ2196番8地先まで	前	メートル 8.30～ 26.70	メートル 131.70	道路改良工事 拡幅 河川占用
			後	9.20～ 27.90	131.70	
〃	田所国府線	浜田市上府町イ2196番8地先から同町イ273番2地先まで	前	8.30～ 26.70	131.70	道路改良工事 拡幅 河川占用
			後	9.20～ 27.90	131.70	

島根県告示第815号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	出雲三刀屋線	出雲市大津町525番3地先から同市上島町2617番4地先まで	A	メートル 6.00～32.30	メートル 5,900.00	出雲県土整備事務所 左記のA、B1及びB2は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 B1区間の拡幅
		出雲市上塩冶町1686番1地先から同町2866番11地先まで	前 B 1	12.50～71.20	1,838.10	
		出雲市船津町381番3地先から同市上島町2617番4地先まで	B 2	12.00～80.00	2,755.00	
		出雲市大津町525番3地先から同市上島町2617番4地先まで	A	6.00～32.30	5,900.00	
		出雲市上塩冶町1686番1地先から同町2866番11地先まで	後 B 1	12.50～71.20	1,838.10	
		出雲市船津町381番3地先から同市上島町2617番4地先まで	B 2	12.00～80.00	2,755.00	

島根県告示第816号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	本山伯太線	安来市伯太町上小竹867番2地先から同879番1地先まで	前	メートル 2.16～ 4.04	メートル 151.50	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	9.62～ 25.75	151.50	

島根県告示第817号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷 1739番22地先から同 1957番1地先まで	前	メートル 12.60～ 12.76	メートル 181.40	交通安全工事 拡幅
			後	12.60～ 24.20	181.40	

島根県告示第818号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷1739番22地先から同1957番1地先まで	メートル 181.40	令和5年 12月8日	浜田県土整備 事務所	
県道	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国イ892番5地先から同番7地先まで	13.42	令和5年 12月8日		

島根県告示第819号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	外園高松線	出雲市下横町380番2地先から同町170番3地先まで	メートル 160.00	令和5年 12月8日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第820号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲三刀屋線	出雲市上塩治町1956番9地先から同番18地先まで	メートル 87.70	令和5年 12月8日	出雲県土整備 事務所	